

平成24年度 第14回 教育研究評議会議事概要

日 時 平成24年12月7日（金）15:00～15:45

場 所 事務局 特Ⅱ教室

出席者 別紙のとおり

議 題

1. 「ミッションの再定義」について

（議題1の別紙）

学長及び理事（総務・財務担当）から、「ミッションの再定義」に関する文部科学省との意見交換を行うにあたり作成した、「ミッションの再定義」に係る文部科学省ヒアリングへの対応（学長メモ）（案）並びに教員養成学部関係の「ミッションの再定義」に関する文部科学省及び他大学の現況について、資料に基づき、説明があった。

評議委員から、以下のような意見等があった。

- ・教職大学院を拡充させるということであれば、全教職員が協力し、仕事の仕方を変えてもらわないと対応不可能である。また、各教育委員会等との連携などを行う必要もあるが、他大学の進捗状況に比べて遅れており、今後早急な対応が必要である。
- ・教育科学専攻についても、充実させてほしい。
- ・教育科学専攻の教員も教職大学教育に関われればよいと思っている。
- ・「教職実践専攻」と「教育科学専攻」とが互いに高めあえる大学院の形を探りたい。
- ・ヒアリングの結果は、それまでの経緯を含めて教授会に報告してほしい。

監事から、以下のような意見等があった。

「ミッションの再定義」については、12月5日の監事研修会において、出席された文部科学省の課長から、「学長の大学改革を後押しする側面もある」という発言があった。

また、一般の法人においては、法人の目的、名称、事務所の所在地、理事の任免規定などは根本規程（定款や寄附行為）の絶対的記載事項となっているが、国立大学法人法では、法人の根本規程に関する定めがなく、本学を含め多くの国立大学で根本規程が不明瞭であり、法人の目的が明記されていない。本来、法人の「mission」（使命、任務）は、法人の「目的」の範囲内で定められるべきものであり、法人の目的を明示させることは、設置者である文部科学省の責務であると思う。

しかしながら、その目的の不明瞭さを放置したまま「ミッションの再定義」を求めている文部科学省は、設置者の「使命」としては、本末転倒しているように監事の立場からは感じられる。

審議の結果、了承された。

「ミッションの再定義」については、進捗に応じて適宜、報告・審議していくことが、確認された。

説明資料等

議題1の別紙

- ・「ミッションの再定義」に係る文部科学省ヒアリングへの対応（学長メモ）
（案）

議題1の資料1

- ・平成24年度日本教育大学協会九州地区新課程部門研究協議会

議題1の資料2

- ・ミッションの再定義意見交換会の状況（概要）

議題1の資料3

- ・兵庫教育大学教員養成カリキュラム改革関連記事（文教速報）
- ・専門職大学院設置基準における専任教員関係の特例措置の終了に伴う省令改正について